

不利益処分 の 処分基準

処 分 名		一部負担金不払いによる徴収		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 42 条第 2 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・国民健康保険法第 79 条の 2 ・地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)231 条の 3 第 3 項		
	基 準	1 被保険者が保険医療機関に一部負担金を支払わなかったとき。 ○地方自治法 231 条の 3 第 3 項 保険者が督促・滞納処分の例により当該請求に係る処分を行う。 ◎一部負担金の保険者徴収は、保険医療機関等の一部負担金徴収義務を前提とした上での最後の手段であり、従ってこれが発動されるためには、保険医療機関等のそれ相当の努力がなされなければならない。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				